

岡崎市DV対策基本計画(第2次)
実施状況報告書

(令和2年度)

岡崎市DV対策基本計画(第2次)体系図

基本理念

配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶をめざして

基本目標

I あらゆる暴力を許さない社会づくり

II 被害者の早期発見と相談体制の充実

III 被害者の安全確保と自立支援

IV 関係機関等との連携充実

基本施策

- 1 市民への啓発
DV理解のための啓発の推進
- 2 若い世代への教育
(1)若年層へのデートDV防止啓発の推進
(2)学校教育における人権尊重や男女共同参画の推進
- 3 職員への啓発
職員研修の実施

- 1 相談窓口の周知とDVの早期発見
(1)相談窓口の周知
(2)早期発見のための関係者への周知
- 2 相談体制の充実
安心して相談できる体制の整備
- 3 相談対応者の資質向上
(1)相談対応者向けの研修の実施
(2)相談対応者への支援の充実

- 1 被害者の安全・安心の確保
(1)ワンストップサービス体制の整備
(2)緊急時における被害者及び同伴家族の安全確保
(3)被害者等の情報の保護
(4)相談対応者の安全確保
- 2 被害者の自立・回復の支援
(1)ワンストップサービス・同行支援の実施
(2)住宅に関する支援
(3)経済・就労に関する支援
(4)子どもに対する支援
(5)こころの回復に向けた支援
(6)高齢者・障がい者・外国籍の被害者への支援

- 1 庁内の連携体制の充実
(1)庁内の連携・協力の推進
(2)「岡崎市DV被害者対応マニュアル」の見直し
- 2 関係機関との連携強化
関係機関の連携・協力の推進
- 3 職務関係者への研修
職務関係者研修の実施

基本目標 I あらゆる暴力を許さない社会づくり

基本施策1 市民への啓発		具体的な取組内容	評価	担当
DV理解のための啓発の推進	市民に向けたDV理解のための講座を開催し、DVIに関する啓発を進めます。	○DV理解のための出前講座の実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するため、出前講座以外の講演会等を中止	一部実施	家庭児童課
	市政だよりやホームページを活用し、DVIに関する正しい情報を広く市民へ発信します。	○市政だよりにおける定期的なお知らせ（年12回） ホームページで、DV相談のページを作成	維持	
	国が提唱している「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年11月12日～25日）に合わせた啓発を行います。	○DV理解のための出前講座の実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するため、出前講座以外の講演会等を中止	一部実施	
	講演会の開催や情報誌等を活用し、DVも男女共同参画の課題の一つとして啓発を進めます。	○DV防止啓発のためのパープル・ライトアップ 【期間】令和2年11月16日（月）～25日（水） 【場所】 殿橋、明代橋 ○DV防止啓発のためのパネル展示 実施 【期間】令和2年3月21日（土）～4月18日（土） 【場所】 図書館交流プラザ2階	実施	男女共同参画課

基本施策2 若い世代への教育		具体的な取組内容	評価	担当
(1)若年層へのデートDV防止啓発の推進	学校等へ向けた出前講座を開設し、暴力によらない問題解決の方法が身につくよう、若い世代及び教育関係者に向けてデートDVに対する正しい理解の促進に努めます。	<p>○デートDV出前講座 (第1回) 【実施日】令和2年7月3日(金) 【場所】慈恵福祉保育専門学校 【参加者】41人</p> <p>(第2回) 【実施日】令和2年12月15日(火) 【場所】愛知産業大学三河高校 【参加者】406人</p> <p>(第3回) 【実施日】令和3年3月8日(月) 【場所】岡崎市立看護専門学校 【参加者】36人</p> <p>(第4回) 【実施日】令和3年3月16日(火) 【場所】愛知県立岡崎工業高校 【参加者】600人</p>	実施	家庭児童課
(2)学校教育における人権尊重や男女共同参画の推進	学校教育では、命の大切さや思いやりの心を学ぶ機会などを通して、人権尊重の意識を高める教育を行います。また、男女共同参画の視点に立った人権問題について学習する機会を設けます。	○全小中学校67校において児童生徒約33,000人を対象に人権教育や道徳教育を実施	実施	学校指導課
基本施策3 職員への啓発		具体的な取組内容	評価	担当
職員研修の実施	市職員を対象にDVの特性に関する正しい理解を促します。	<p>○DV対策基本計画の策定に当たり、庁内検討部会の書面開催</p> <p>庁内検討部会の抱える課題及び次期基本計画に対する意見を集約 【依頼日】令和2年5月1日 令和2年9月7日 令和3年1月4日</p>	実施	家庭児童課

基本目標Ⅱ 被害者の早期発見と相談体制の充実

基本施策1 相談窓口の周知とDVの早期発見		具体的な取組内容	評価	担当
(1)相談窓口の周知	相談窓口の情報を掲載したカードやリーフレットを作成し、被害者の目に触れやすい場所に設置することで相談窓口の周知を図ります。	○相談案内カードを市の公共施設や医療機関等に設置	実施	家庭児童課
	被害者が早い段階で気軽に相談を受けられるよう広報を工夫します。	○市政だよりにおける定期的なお知らせ（年12回）ホームページで、DV相談のページを作成	実施	
(2)早期発見のための関係者への周知	被害者の発見及び通報において積極的な役割が期待される職員、地域福祉関係者や医療機関など、被害者の身近な関係機関の協力を求め、被害者を発見した際には適切な対応がなされるよう周知を行います。	○相談案内カードを市の公共施設や医療機関等に設置	実施	家庭児童課
	庁内の各窓口においては、被害者の早期発見の視点を持って対応することで、DV被害の早期発見に努めます。	○窓口対応の際、DV被害が見受けられた場合は、DV相談窓口を案内 ○DV被害者への住基支援措置の案内、申請手続きの支援 ○DV対応マニュアルの順守	維持	関係各課

基本施策2 相談体制の充実	具体的な取組内容	評価	担当	
安心して相談できる体制の整備	高い専門性を有した相談員の安定的な確保と配置を図り、相談体制の強化に努めます。	○定期的なスーパーヴィジョン、ケース会議、スキルアップ講座の実施により相談員の資質向上を図る	実施	家庭児童課
	法律に関する問題についての情報提供やアドバイスを行う場として弁護士による法律相談を実施します。また、法テラスの活用について情報提供を行います。	○市民相談（法律相談） 令和2年度法律相談（弁護士） 653件 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、27日間（162枠）休止	実施	自治振興課
		○女性のための法律相談（年40回） 【実施日】毎月第2・4火曜日、土曜日 【場所】 図書館交流プラザ 【利用者】 87件	実施	家庭児童課
	相談事例については、ケース会議を通じて相談員のみならず相談業務を担う職員全てで情報を共有し、担当者一人の判断で支援を行うのではなく、組織的な対応を徹底します。	○ケース会議の実施（年12回）	実施	家庭児童課
	被害者が高齢者や障がい者の場合は、それぞれのニーズに応じた福祉施策を提供します。また、被害者が外国籍等通訳を必要とする場合は、通訳を介して相談を行います。	○相談者が外国人市民等通訳を必要とする場合は、外国人相談窓口（市役所各部署窓口における通訳を含む）における行政相談・生活相談 (件数) 本庁 20,897件 りぶら国際交流センター 157件	実施	国際課
		○障がい福祉サービス利用相談	実施	障がい福祉課
		○高齢者虐待対応 36件	実施	長寿課
	○関係部署との連携	維持	家庭児童課	

基本施策3 相談対応者の資質向上		具体的な取組内容	評価	担当
(1)相談対応者向けの研修の実施	相談対応者は、ケース会議を通じて被害者理解を深め、総合的、多角的に問題を捉え、対応方針を確認する機会を設けます。	○ケース会議の実施（年12回）	実施	家庭児童課
	研修への参加やスーパービジョンの実施により、相談員の価値観や思い込みによる歪んだ見立てや対応をしていないかなどを振り返り、相談対応力の向上を図ります。	○スキルアップ講座の実施（年4回） 【実施日】令和2年7月20日（月） 【講師】 家庭児童課母子父子支援係職員 【実施日】令和2年10月2日（金） 【講師】 岡崎警察署 生活安全課職員 【実施日】令和2年12月18日（金） 【講師】 牧野・櫻井法律事務所 櫻井弁護士 【実施日】令和3年3月12日（金） 【講師】 かけこみ女性センターあいち職員 ○スーパービジョンの実施（年48回）	実施	
(2)相談対応者への支援の充実	相談担当者一人が問題を抱え込まないよう、相談員の職務の特性に配慮したバックアップ体制を整備し、二次受傷予防やバーンアウト防止に努めます。	○スーパービジョンの実施（年48回） ○ケース会議の実施（年12回） ○スキルアップ講座の実施（年4回）	実施	

基本目標Ⅲ 被害者の安全確保と自立支援

基本施策1 被害者の安全・安心の確保		具体的な取組内容	評価	担当
(1)ワンストップサービス体制の整備	安全確保にかかる庁内手続きの際は、ワンストップサービスによって対応します。	○ワンストップサービスの実施	維持	関係各課
(2)緊急時における被害者及び 同伴家族の安全確保	被害者のプライバシーが守られ、安心して相談することができるよう、相談窓口の安全確保を最優先します。	○相談室（個室）の用意	実施	家庭児童課
	安全な避難場所が必要な場合は、一時的に宿泊施設の提供を行います。	○緊急宿泊業務（2件2人）	実施	
	被害者が警察への援助の申し出や保護命令等、加害者からの危害から身を守るための施策を利用できるように情報提供と助言を行います。	○女性相談 1,187件（うちDV相談 514件）	実施	
	愛知県女性相談センター及び関係各課と連携し、高齢者や障がい者、外国籍の被害者等の安全確保にも努めます。	○障がいがある被害者の施設入所等の相談	実施	障がい福祉課
		○高齢者虐待対応 36件	実施	長寿課
		○関係機関、関係部署との連携	維持	家庭児童課

(3)被害者等の情報の保護	関係各課における被害者と同伴家族の個人情報の保護を徹底します。	<p>○DV被害者への住基支援措置の案内、申請手続きの支援</p> <p>○住基支援措置や福祉DV対象者に対しては、個人情報の取り扱いに特に配慮する等適正に対応している</p>	維持	関係各課
	住民基本台帳事務における支援措置を実施するとともに、関連した事務処理を行う部署との情報共有を徹底します。	<p>○住民基本基本台帳事務における支援措置 令和2年度実績</p> <p>▼令和2年4月1日現在 支援措置総件数：207件</p> <p>▼令和2年度中に支援措置終了となった件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市受付件数：27件 ・他市受付件数：27件 <p>▼令和3年3月31日現在 支援措置総件数：207件 (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市受付件数：109件 ・他市受付件数：98件 	実施	市民課
(4)相談対応者の安全確保	被害者を支援する職員等の安全に配慮します。	○匿名性に配慮した名札の着用（女性相談員）	実施	家庭児童課

基本施策2 被害者の自立・回復の支援		具体的な取組内容	評価	担当
(1)ワンストップサービス・同行支援の実施	自立支援に係る手続きの際は、必要に応じてワンストップサービス及び同行支援を行い、被害者の置かれた状況について補足して説明します。また、被害者に対し、手続きの方法を分かりやすく教示します。	○ワンストップサービスの実施	維持	関係各課
(2)住宅に関する支援	子どもを同伴する被害者の自立を図るために母子生活支援施設への入所を支援します。	○母子生活支援施設新規入所（6世帯）	実施	家庭児童課
	公営住宅入居の紹介等、被害者の住まいの確保に努めます。	○市営住宅一時入居延べ件数 28件 （うちDV被害によるもの 0件）	実施	住宅計画課
(3)経済・就労に関する支援	各種手当、母子・父子・寡婦福祉資金、生活保護、国民健康保険の加入等の福祉施策を活用し、生活の自立を支援します。	○児童手当、児童扶養手当、市(県)遺児手当申請受付	実施	こども育成課
		○関係機関、関係部署との連携	維持	家庭児童課
		○生活保護適用の検討 ○生活困窮者自立支援法に基づく支援 住居確保給付金の給付 310件 一時生活支援事業(緊急一時宿泊利用日数) 764件	実施	地域福祉課
		○国民健康保険証の交付 ○医療受給者証の交付	実施	国保年金課
	母子家庭等就業支援センター事業など就労や資格取得等に関する情報を提供するなど、被害者一人ひとりの状況に応じた就労支援に取り組みます。	○関係機関、関係部署との連携	維持	家庭児童課
		○就労支援 ハローワーク、就労サポートセンター、就労支援員による就労支援 合計187件	実施	地域福祉課

(4)子どもに対する支援	被害者の家庭に児童虐待がないか、子どもの状況確認に努めるとともに、児童相談所と迅速かつ適切に連携して、児童虐待の早期発見に努めます。	○関係する係への連絡、ケース共有	維持	家庭児童課
	転校や保育園への入園、就学援助など、子どもに関する各種制度の案内や手続きの支援をします。	○保育園入所相談	実施	保育課
		○転校手続きの支援 ○各種支援制度の案内	実施	学校指導課
	日常生活において、被害者の子どもが適切な配慮を受けられるよう、必要に応じてスクールカウンセラーや教育相談センターによる専門相談について情報提供を行います。	○スクールカウンセラーによる相談活動 ○スクールソーシャルワーカーによる関係機関への働きかけ（延べ支援回数 4,910回）	実施	学校指導課
(5)こころの回復に向けた支援	被害者とその子どものための自助グループ(サポートグループ)活動を実施し、被害者を孤立させない支援体制を整えます。	○サポートグループの実施（年8件） 【実施日】原則毎月第3土曜日 【場所】図書館交流プラザ 【参加者】延べ9人	実施	家庭児童課
	こころの健康に関する相談や精神科医師による相談を実施し、被害者のこころのケアを行います。	○精神保健福祉相談 DVに関する相談：0件(総数1,776件中)	実施	健康増進課
(6)高齢者・障がい者・外国籍の被害者への支援	高齢者や障がい者、外国籍の被害者等、被害者の多様な背景とニーズに応じた適切な支援を行います。	○相談者が外国人市民等通訳を必要とする場合は、外国人相談窓口（市役所各部署窓口における通訳を含む）における行政相談・生活相談 (件数) 本庁 20,897件 りふら国際交流センター 157件	実施	国際課
		○障がい福祉サービス利用相談	実施	障がい福祉課
		○高齢者福祉サービス利用相談 36件	実施	長寿課
		○関係機関、関係部署との連携	維持	家庭児童課

基本目標Ⅳ 関係機関等との連携充実

基本施策1 庁内の連携体制の充実		具体的な取組内容	評価	担当
(1)庁内の連携・協力の推進	危険から逃れてきた被害者の状況を把握し、必要となる施策の担当窓口と速やかに連携、対応することによって安全の確保及び安心の提供に努めます。	○関係機関、関係部署との連携	維持	家庭児童課
	被害者の抱える複雑多岐にわたる問題に対処するため、被害者一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を行うことができるよう、DV対応庁内連絡会議を定期的開催し、庁内の連携体制の充実に努めます。	○関係各課における情報共有と連携体制の強化	維持	関係各課
	被害者支援に関する新しい課題や制度について関係部署が十分に理解し、共通認識を持ち、日々の相談、保護、自立支援等様々な段階において緊密に連携します。	○家庭児童課を介して手続きを行い、情報漏洩の防止等に努めている。 ○関係各課が開催する研修の受講 ○関係各課等における情報共有と連携体制の強化	維持	
(2)「岡崎市DV被害者対応マニュアル」の見直し	「岡崎市DV被害者対応マニュアル」の内容を見直します。関係各課へ配布し、被害者への二次被害の防止及び被害者支援体制の周知を図ります。	○関係機関、関係部署との連携	維持	家庭児童課

基本施策2 関係機関との連携強化		具体的な取組内容	評価	担当
関係機関の連携・協力の推進	被害者の安全確保のために警察や愛知県女性相談センター等の関係機関との円滑な連携及び協力体制を強化し、支援の充実に努めます。	○DV対策部会実務者会議 新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するため、書面会議を実施 【依頼日】令和3年2月8日（月）	実施	家庭児童課
	連携に不可欠な情報を共有するためには関係機関相互の信頼関係が必要であるため、「岡崎市要保護児童・DV対策協議会」を通じて関係機関の機能について相互の理解を図り、協力関係の強化推進に努めます。	○代表者会議 新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するため、書面会議を実施 【依頼日】令和2年4月20日（月） ○DV対策部会実務者会議 新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するため、書面会議を実施 【依頼日】令和3年2月8日（月）	実施	

<p>民間団体が持つ様々な支援メニュー及び豊富なノウハウの活用に努め、被害者支援及び施策の推進を図ります。</p>	<p>○代表者会議 【依頼日】令和2年4月20日（月）</p> <p>○スキルアップ研修 【実施日】令和3年3月12日（金） 【講師】かけこみ女性センターあいち職員</p>	<p>実施</p>
<p>本市の実情に即して配偶者暴力相談支援センターに準じた役割や機能を検討し、備えるべき支援施策の充実を図ります。</p>	<p>○住民基本基本台帳事務における支援措置にかかる女性相談（延べ45件）</p>	<p>実施</p>

基本施策3 職務関係者への研修		具体的な取組内容	実績	担当
職務関係者研修の実施	DV被害に対する正しい理解を深めるとともに、被害者の心情に配慮した対応や秘密の保持、被害者の情報管理が徹底できるよう、職務関係者を対象とした研修を行います。	<p>○DV対策基本計画の策定に当たり、庁内検討部会の書面開催</p> <p>庁内検討部会の抱える課題及び次期基本計画に対する意見を集約</p> <p>【依頼日】 令和2年5月1日 令和2年9月7日 令和3年1月4日</p>	実施	家庭児童課

DV相談件数（延べ相談件数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
家庭児童課			
DV相談	545件 (27.0%)	609件 (44.5%)	514件 (43.3%)
一般相談	1,472件	759件	673件
計	2,017件	1,368件	1,187件

